

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 12 月 26 日(金) 第 8 0 5 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (828) (指導管理課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (829) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (830) (〃) 2

告 示

鳥取県告示第828号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
347	財団法人鳥取県交通安全協会	売りさばき場所所在地	東伯郡北栄町由良宿1300	東伯郡湯梨浜町大字上浅津216	平成20年9月28日

鳥取県告示第829号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社いちむら 代表取締役 市村 彰	鳥取市河原町 天神原402-1	デイサービスほのか	鳥取市上原923-20	通所介護	平成20年12月25日

鳥取県告示第830号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社いちむら 代表取締役 市村 彰	鳥取市河原町 天神原402-1	デイサービスほのか	鳥取市上原923-20	介護予防通所介護	平成20年12月25日